

工業用水道に係る給水装置工事の設計審査及び完成検査の実施に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定に基づき、給水装置工事の設計審査及び完成検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

(設計審査の申込み)

第3条 設計審査を受けようとする使用者は、給水装置工事の着手前に管理者に設計審査を申し込み、その承認を得なければならない。

2 前項の申込みは、設計審査申込書（第1号様式）に次の各号に掲げる図書を添付して管理者に提出することにより行う。

- (1) 申請図
- (2) 案内図
- (3) 材料表
- (4) 水理計算書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(設計審査の実施)

第4条 管理者は、前条の規定による申込みを受けた場合、速やかに規程第10条第1項各号に規定する事項について設計審査を行う。

2 管理者は、前項の審査の結果、規程第10条第1項各号に規定する事項に適合すると認める場合は、速やかに設計審査の申込みを行った使用者に設計

審査に合格した旨を通知しなければならない。

- 3 前項の通知は、設計審査の申込みを行った使用者に設計審査合格通知書（第2号様式）を交付することにより行う。

（設計変更）

第5条 使用者は、第3条の規定により設計審査を申し込んだ後に給水装置工事の内容を変更するときは、第3条の規定に準じて管理者に設計審査を申し込まなければならない。ただし、変更の内容が軽微であると管理者が認めるときは、この限りではない。

（設計の手直し）

第6条 管理者は、第4条第1項の審査の結果、規程第10条第1項各号に規定する事項の全部又は一部に適合しないと認める場合は、速やかに設計審査の申込みを行った使用者に設計の手直しを指示する。

- 2 前項に規定する指示は、設計審査の申込みを行った使用者に設計審査手直し指示書（第3号様式）を交付することにより行う。

- 3 前2項の規定により手直しの指示を受けた使用者は、速やかに給水装置工事の設計の手直しを行い、管理者に届け出なければならない。

- 4 管理者は、前項の届出を受けたときは、手直しが適切に行われたことを確認するものとする。

- 5 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による確認に準用する。

- 6 前項に規定する確認の結果、規程第10条第1項各号に規定する事項に適合しないと認める場合は、第1項の例による。

（完成検査の申込み）

第7条 完成検査を受けようとする使用者は、給水装置工事の施行完了後に、管理者に完成検査を申し込み、その承諾を得なければならない。

- 2 前項の申込みは、完成検査申込書（第4号様式）に次の各号に掲げる図書

を添付して管理者に提出することにより行う。

- (1) 完成図
- (2) 材料表
- (3) その他管理者が必要と認める書類
(完成検査の実施)

第8条 管理者は、前条の規定による申込みを受けた場合、速やかに規程第10条第1項各号に規定する事項について完成検査を行う。

2 管理者は、前項の検査の結果、規程第10条第1項各号に規定する事項に適合すると認める場合は、速やかに完成検査の申込みを行った使用者に完成検査に合格した旨を通知しなければならない。

3 前項の通知は、完成検査の申込みを行った使用者に完成検査合格通知書（第5号様式）を交付することにより行う。

(施行の手直し)

第9条 管理者は、前条第1項の検査の際、規程第10条第1項各号に規定する事項の全部又は一部に適合しないと認める場合は、速やかに完成検査の申込みを行った使用者に施行の手直しを指示する。

2 前項の指示は、完成検査の申込みを行った使用者に給水装置工事施行手直し指示書（第6号様式）を交付することにより行う。

3 前2項の規定により手直しの指示を受けた使用者は、速やかに給水装置工事の施行の手直しを行い、その旨を管理者に届け出なければならない。

4 管理者は、前項の届出を受けたときは、手直しが適切に行われたことを確認するものとする。

5 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による確認に準用する。

6 前項に規定する確認の結果、規程第10条第1項各号に規定する事項に適合しないと認める場合は、第1項の例による。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

設計審査申込書

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

使用者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____

工業用水の給水に係る給水装置工事を施行するため、次のとおり設計審査を申し込みます。

工事内容	新設 改造 撤去 その他（ ）
給水先	
工 期	自： 年 月 至： 年 月
給水先の責任消費水量	m ³ /日
給水管取出口径	配水管等 : mm 給水管 : mm
工事施行者名	

※給水開始予定 年 月（新規申込みの場合のみ記載してください。）

年 月 日

設計審査合格通知書

様

川崎市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けの設計審査の申込みについて、設計審査を行った結果、合格していることを確認しましたので通知します。

なお、給水装置工事について施行内容の変更が生じた場合、再度設計審査を受ける必要があります。

工事内容	新設 改造 撤去 その他（ ）
給水先	
工期	自： 年 月 至： 年 月
給水先の責任消費水量	m ³ /日
給水管取出口径	配水管等 : mm 給水管 : mm
管理番号	

※給水開始予定 年 月（新規申込みの場合のみ記載してください。）

年 月 日

設計審査手直し指示書

様

川崎市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けの設計審査の申込みについて、設計審査を行った結果、適当でない箇所があったため、次のとおり手直しをしてください。

指示内容	
------	--

完成検査申込書

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

使用者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____

工業用水の給水に係る給水装置工事が完了したため、次のとおり完成検査を申し込みます。

管理番号	
工事内容	新設 改造 撤去 その他（ ）
給 水 先	
完成年月日	年 月 日
給水先の責任消費水量	m ³ /日
給水管取出口径	配水管等 : mm 給水管 : mm
工事施行者	

※給水開始予定 年 月（新規申込みの場合のみ記載してください。）

年 月 日

完成検査合格通知書

様

川崎市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けの完成検査の申込みについて、完成検査を行った結果、合格していることを確認しましたので通知します。

管理番号	
工事内容	新設 改造 撤去 その他（ ）
給水先	
給水先の責任消費水量	m ³ /日
給水管取出口径	配水管等 : mm
	給水管 : mm

※給水開始予定 年 月（新規申込みの場合のみ記載してください。）

年 月 日

給水装置工事施行手直し指示書

様

川崎市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けの完成検査の申込みについて、完成検査を行った結果、適当でない箇所があったため、指示のとおり手直しをしてください。

管理番号	
指示内容	